

大阪府障がい福祉分野の ICT 導入モデル支援事業補助金にかかる
国庫協議者選定基準

大阪府障がい福祉分野の ICT 導入モデル支援事業補助金については、次の基準に従って、申込のあった事業所から、国庫協議を行う事業所を選定する。

選定にあたっては、各事業所から申込のあった ICT 機器等の導入計画について、より業務の効率化の達成が見込める本補助金のモデル（他の事業所の参考）となるような計画を優先し、事業実施後においても導入成果を、広く周知することにより、府内の障害福祉サービス事業所等の ICT の活用を促進、ICT 機器等を導入する事業所の拡充を図ることを基本方針とする。

【選定基準】

- ① 業務の想定削減率。（削減率が高い計画を優先する）
- ② 導入する機器等の内容。（ソフトウェアを導入する計画を優先する）
- ③ 事業計画書に記載される「事業所が抱える課題」及び「ICT の導入する業務内容（概要）」の内容。（他事業所の参考となるような計画を優先する）

上記①～③を踏まえ総合的に勘案し、本補助金の交付の目的が達成できる事業所を選定する。